

令和4年度第3回（目安伝達） 徳島地方最低賃金審議会 議事録

1 開催日時等

開催日時 令和4年8月3日（水）午前9時30分～午前10時40分
開催場所 四国大学交流プラザ5階フォーラムホール

2 出席者

（公益委員）段野委員 稲倉委員 佐野委員 撫養委員 端村委員
（労側委員）川口委員 山本委員 三木委員 賀川委員 恵島委員
（使側委員）脇田委員 中村委員 天野委員 小林委員

3 議題

- （1）目安答申伝達
- （2）賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果について
- （3）徳島県最低賃金額改正の審議について
- （4）徳島県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について
- （5）その他

4 議事

事務局（室長）

おはようございます。

まず最初に事務連絡と申しますか、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思っております。まず1枚もので「令和4年度第3回徳島地方最低賃金審議会」というレジュメ、会次第がございます。その下に資料目次というクリップ止めの5ミリくらいの厚さのものがございます。それと別途配布資料としまして、上から順に確認をお願いしたいのですが、全労連さんの意見書ですね、3種類ございまして、冊子になっているものが1つと、カラー刷りの1枚もののリーフレット、それと「最低賃金の改善、中小企業支援の拡充で地域経済の好循環を」という冊子が1部、全部で3種類ございますが、入っておりますでしょうか。

その次にですね、中央最低賃金審議会の小委員会で配布されたものがございます。まず、2回目の目安に関する小委員会でちょっと厚めのもの、その下に第3回目安に関する小委員会の資料、さらにその下に第4回目安に

関する小委員会の資料、それから第5回目安に関する小委員会の資料、それと第64回中央最低賃金審議会の資料となっております。

それと別途、昨日の目安答申の写しをお配りさせていただいております。抜けている方とかございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

それとですね、前回の審議会におきまして、特定最低賃金の一般機械の申出書に誤植がございましたので、修正したものを配布させていただいております。本日は使用しませんが、前回の資料の差し替えをお願いします。今後、ホームページにアップするときにはこちらのほうで掲載したいと思っております。

事務局からの連絡事項は以上でございます。

それでは段野会長、よろしく申し上げます。

段野会長

皆さん、おはようございます。早朝よりお集まりいただき、ありがとうございます。

それでは、本年度第3回徳島地方最低賃金審議会を開会いたします。

事務局は、本日の委員の出席状況を報告してください。

事務局（室長）

本審議会は、最低賃金審議会令第5条第2項により、審議会全委員の3分の2の10名、又は各側委員の3分の1の各2名以上の出席で成立することとなっております。本日は、14名の委員に御出席いただき、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会は、徳島地方最低賃金審議会運営規程第6条に基づき、公開しており、5名から傍聴の申込みを受け、5名の方が傍聴されております。その他、マスコミの方も入られております。

以上、併せて、御報告いたします。

段野会長

それでは、議事に入りたいと思います。

本日の審議会は、お手元の次第により進めさせていただきます。

まず、次第1の「令和4年度中央最低賃金審議会の目安答申」について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

それでは目安答申について説明させていただきます。

目安答申の写しを御覧いただければと思います。

昨日8月2日、中央最低賃金審議会会長から、厚生労働大臣あてに、答申されました「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安について」御報告いたします。

答申は、答申本文に、別添1として公益委員見解、別添2として小委員会報告が添付されたものとなっております。

答申の内容は、そのまま読ませていただくようなかたちになりますが、

1として、「令和4年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。」

2として、「地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。」

3として、「地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心を持って見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期待するものである。」

4として、「中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き取り組むことを政府に対し要望する。

5として、「生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金を受給できるよう一層の取組を求めるとともに、特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金について、原材料費等の高騰にも対応したものにするなどにより一層の実効性のある支援の拡充に加え、最低賃金が相対的に低い地域における重点的な支援の拡充を強く要望する。」

6として、下請取引の適正化については「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和3年12月）及び「取引適正化に向けた5つの取組」（令和4年2月）に基づき、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を強く要望する。また、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。」

以上となっております。

別紙1が本年度の目安に関する公益委員見解となっております。

本年度の目安の部分について、読み上げさせていただきます。

「令和4年度地域別最低賃金額改定の引上げ額の目安については、次の表

に掲げる金額として、A・Bランク31円、C・Dランク30円」とされました。この公益見解を取りまとめるに当たっては、2の(1)のア〜カ等、様々な要素を総合的に勘案して検討されたとなっております。

ア 賃金について、

・春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は2%を超えており、ここ数年低下してきた賃金引上げの水準が反転している。また、賃金改定状況調査結果については、第4表①②における賃金上昇率は1.5%であったことに加え、継続労働者に限定した第4表③における賃金上昇率は2.1%となっている。

・ただし、第4表における賃金上昇率は、今年4月以降に上昇している消費者物価の動向が十分に勘案されていない可能性がある点にも留意が必要である。

次にイ 労働者の生計費についてでございますが、

・消費者物価指数を見ると、「持家の帰属家賃を除く総合」は今年4月に3.0%、5月に2.9%、6月に2.8%となっており、とりわけ「基礎的支出項目」といった必需品的な支出項目については4.0%を超える上昇率となっている。

・最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、必需品的な支出項目に係る消費者物価の上昇も勘案し、今年4月の「持家の帰属家賃を除く総合」が示す3.0%を一定程度上回る水準を考慮する必要がある。

ウ 通常の事業の賃金支払い能力についてですが、

・企業の利益や業況については、コロナ禍からの改善傾向は見られるものの、コロナ禍や原材料費等の高騰により賃上げ原資を確保することが難しい企業も少なくないことに留意する必要がある。

エ 各ランクの引上げ額の目安についてでございますが、

①〜③について、先ほどのア〜ウの内容が記載されておまして、これらを総合的に勘案し、今年度の各ランクの目安を検討するに当たっては3.3%を基準として検討することが適当である。各ランクの目安額については、①賃金改定状況調査結果第4表における賃金上昇率はDランクが高いものの、今年1月〜6月の消費者物価の上昇率は、A・Bランクがやや高めに推移していること、②として昨年度はAランクの地域を中心に雇用情勢が悪化していたこと等も踏まえて全ランクを同額としたが、今年度はAランクにおいても足元では雇用情勢が改善していることから、A・Bランクは相対的に高い目安額とすることが適当であると考えられる一方、③として地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていく必要があること等を考慮すれば、A・BランクとC・Dランクの差は1円とすることが適当であると考えられる。

オ 政府に対する要望についてですが、

目安額の検討に当たっては、今年度は4月以降に消費者物価が上昇したこともあり、3要素のうち、特に労働者の生計費を重視した目安額とした。このため、コロナ禍や原材料費等の高騰といった企業経営を取り巻く環境を踏まえれば、中小企業・小規模事業者の賃金支払い能力の点で厳しいものと言わざるを得ない。

中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性については労使共通の認識であり、生産性向上の支援や官公需における対応を含めた取引条件の改善等に引き続き政府に対し要望する。

カ 地方最低賃金審議会への期待等について、

目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではないが、目安を十分に参酌しながら、地方最低賃金審議会において、審議に際し、地域の経済・雇用の実態を見極めつつ、自主性を発揮することを期待する。

今後、公益委員見解を取りまとめるに当たって前提とした消費者物価等の経済情勢に関する大きな状況変化が生じたときは、必要に応じて対応を検討することが適当である。

その次の(2)において、生活保護水準と最低賃金との比較では、引き続き乖離が生じていないことが確認されたとのことであり、当県を含め生活保護水準を下回る都道府県はなかったということになります。

(3)として、「最低賃金引上げが及ぼす影響については、引き続き、影響率や雇用者数等を注視しつつ、慎重に検討していくことが必要である。」とされています。

次に、別添2の小委員会報告は、2に労働者側見解が、3に使用者側見解が示されています。

結果といたしまして、4に「意見の不一致」とありますように、目安小委員会としては「これらの意見を踏まえ目安をとりまとめるべく努めたところであるが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかった。」となりました。

このため、公益委員としては、5にありますとおり、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」及び「新しい資本主義実行計画工程表」並びに「経済財政運営と改革の基本方針2022」に配意しつつ、各種指標を総合的に勘案して公益委員見解を取りまとめ、その取扱いとして、「地方最低賃金審議会における円滑な審議に資するため、これを地方最低賃金審議会に示すよう総会に報告することとし、併せて地方最低賃金審議会の自主性の発揮及び審議の際の留意点に関し併せて総会に報告することとされました。

さらに答申文の記の4から6の事項を要望事項として記されたものでございます。

本年度の目安答申に関する説明につきましては、以上です。

段野会長

ただ今、本年度の目安答申に関する説明がありましたが、これについて御意見や御質問などがございましたらお願いします。

改定について、労使の総括的な意見をいただけたらと思います。

まず労側はいかがでしょうか。

川口委員

川口です。

今回の目安額で、最初に31円と出たので全国一致で31円なのかと思ったら、C・Dランクが30円ということで、格差是正を求めているのに1円の差があったので、逆ではないかと思いましたが、先ほど資料の説明がございました、4月からの物価の上昇を考えると2月に春闘で賃上げをした分は当然飲み込まれてしまっていることから考えると、今回提示された目安を目指していくことを考えながらと思います。

よろしくをお願いします。

段野会長

ありがとうございます。では使側はいかがでしょうか。

脇田委員

今、30円という目安を見ましたが、この答申の3ページの政府に対する要望の中で、結果として労働者の生計費を重視した目安額でした。特に中小企業、小規模事業者の賃金支払能力の面で厳しいものであると言わざるを得ないというのは、要するに潰れても良いということに繋がるのではないかと。これはとても我々としては承服できません。

以上です。

段野会長

ありがとうございました。

続きまして、次第2の「賃金改定状況調査及び最低賃金に関する基礎調査の結果説明」に移ります。事務局より説明してください。

事務局（室長）

中央最低賃金審議会の資料として配付された、今年の「賃金改定状況調査結果」について説明させていただきます。

別途配付資料の「第2回目安に関する小委員会配付資料」の資料1「令和4年賃金改定状況調査結果」を御覧いただきたいと思います。

まずこの調査は、1ページの「2調査産業」にございますが、7つの産業を対象として、「3調査事業所」のとおり、全国で事業場規模30人未満の15,861事業所に調査を実施した結果となっております。この調査は「5調査事項」の各項目について回答をいただいております、去年と今年の6月分賃金の改定状況等を調査しております。

次に3ページの第1表は、今年の賃金改定実施状況の事業所割合となっております。上の表の左端「産業計」の下の欄の「計」を御覧いただくと、今年1月から6月に賃金を上げた事業所は36.9%で、その下にある令和3年の36.3%と比較すると0.6ポイント増加しています。次に賃金を引下げた事業所は1.3%と、昨年の1.5%から0.2ポイント減少となっております。賃金を改定しない事業所は46.8%と、昨年の48.8%から2.0ポイント減少しています。7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は15.0%と、昨年の13.5%から1.5ポイント増加しています。

以上の項目につきまして、徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、引上げ実施が37.7%、昨年37.7%、引下げ実施が1.1%、昨年は2.4%、改定しないが45.9%、昨年は45.0%、7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所は15.2%、昨年は14.8%となっております。

続きまして、6ページと7ページを御覧ください。昨年と今年の6月の賃金の上昇率を示す第4表となっております。6ページの第4表①が男女別で7ページの第4表②が一般パート別となっております。

まず6ページを御覧ください。表の左欄の「産業計」、「男女計」の欄の「計」のところを御覧ください。

1時間当たりの賃金額は、昨年6月が1,371円、今年6月が1,392円で、金額で21円、率にして1.5%の上昇となっております。徳島県が入っていますCランクを見ると、昨年が1,257円、今年が1,277円で、金額で20円、率にして1.6%の上昇となっております。昨年は0.5%でしたので1.1ポイント高くなっています。全国計が1.5%ですので、Cランクの上昇率が0.1ポイント高くなっております。

次に7ページの第4表②を御覧ください。左端の中ほど、「産業計」の「一般」の欄の「計」を見ていただきますと、時間当たりの賃金額は、昨年が1,548円、今年が1,571円と、金額で23円、率にして1.5%の上昇となっております。徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年が1,420円、今年が1,441円と、金額で21円、率にして1.5%の上昇となっております。昨年の0.4%より1.1ポイント高くなっています。一番下のパートの計の欄を見ますと、時間当たりの賃金額

は、昨年が1,106円、今年が1,123円と金額で17円、率にして1.5%の上昇となっています。徳島県が入っているCランクの欄を見ますと、昨年は1,007円、今年が1,024円と金額で17円、1.7%の上昇となっており、昨年の0.4%より1.3ポイント高くなっています。

以上が今年の改定状況調査の結果となります。

続きまして「最低賃金に関する基礎調査」について御説明します。資料は私ども徳島労働局が作成しました資料の資料5を御覧ください。

ではまず7ページを御覧ください。

調査の目的ですが、本調査は、徳島地方最低賃金審議会における最低賃金の決定、改正等の審議に資するため、徳島県内の労働者の賃金の実態を把握することを目的として、毎年実施しているものでございます。

調査地域は徳島県全域、対象事業所の産業は、(3)に記載している産業となっております。対象事業所の規模につきましては、上2つの製造業と情報通信業のうち新聞業及び出版業については100人未満、その他の産業は30人未満の事業所を対象としております。

令和4年の地域別最低賃金の調査対象事業所は1,453件で、選定については、事業所母集団データベースを母集団とし、産業別、事業所規模別に無作為に抽出しております。有効回答として集計の対象としたのは595事業所分です。

調査事項は(5)のとおりですが、賃金については、令和4年6月分の所定内賃金、つまり、満稼働した場合に支払われる見込の基本給及び諸手当等を調査しております。

調査結果として使用する時間額については、最低賃金の算定の基礎から除外される、精皆勤手当、通勤手当、家族手当を除いた額を算定基礎とし、月給の方は、月額を月の所定労働時間で割る、日給の方は1日の所定労働時間で割って時給換算しております。

以上が基礎調査の概要です。

次に、結果について御説明いたします。

6ページにお戻りいただいて、下の集計概要を御覧ください。まず未満率ですが、未満率というのは、現在の最低賃金額である824円に達していない、つまり823円以下の労働者の割合ということになりまして、全体としては1.92%、パートのみでは1.59%となっています。

1月当たりの平均賃金額は、全体で181,936円、昨年が180,495円でしたので、1,441円アップ、時間当たりの平均賃金額は全体で1,278円、昨年が1,287円でしたので、昨年より9円ダウンとなっています。

先ほどの改定調査の第4表の全国のCランクの平均1,277円と比較するとプラス11円となっています。

次に8ページを御覧ください。こちらは、平成25年以降の本調査における未満率の推移となっています。

続いて、9ページは影響率です。影響率は、最低賃金を改正した場合に、改正後の最低賃金額を下回る労働者の割合でございます。これから金額審議をしていただき、最低賃金が改正された場合に、その改正後の最低賃金を下回る労働者の割合が影響率ということになります。これについては、11ページのA3の表を御覧ください。このA3の表が賃金分布表で、11ページと13ページが全ての就業形態、15ページと17ページがパートのみとなっています。総括表（1）が規模別・年齢別、総括表（2）が男女別・年齢別の賃金分布表です。11ページの表で、先ほど示された目安をもとに影響率の見方を御説明しますと、仮に目安どおりの改正がされたとすると、最低賃金額は854円になりますが、その場合の影響率は、一つ下の階層の853円のところを見ますので、影響率は全体で16.39%ということになります。同じくこの表の、一番下の欄に、各分位数というものを記載しております。この分位数というのは、賃金を低いほうから高いほうに並べて20等分、10等分、4等分のように等分したときに、その最初の境界に位置する数字でございます。つまり、「第1・20分位数」は、低い額から20分の1、つまり低いほうから5%に当たる金額を示しており、「第1・10分位数」は低いほうから10%、「第1・4分位数」は低いほうから25%に当たる金額、「中位数」は50%の金額ということになります。「四分位偏差係数」は分布の広がり具合を示す指標の一つで、この値が大きいかほどデータのばらつきが大きいこととなります。

調査結果に関する説明は以上でございます。

段野会長

ただ今の説明に関して、何か御意見や御質問はございますでしょうか。

労側の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

使側の皆様はいかがでしょうか。

脇田委員

予想されていたことではありますが、30円ということであれば非常に影響率が高いと感じました。

段野会長

ありがとうございます。

未満率、影響率が1人～9人のところで2.24%になり、非常に影響率が高くなっております。

他はよろしいでしょうか。

続きまして、次第3「徳島県最低賃金額改正の審議」に移りたいと思います。

徳島県最低賃金の改定につきましては、中賃の日安答申や本年度の最低賃金に関する調査結果等を参考としまして、徳島県最低賃金専門部会において集中的に審議を行うことにしたいと思っております。

なお、専門部会については、6月24日のあり方検討小委員会におきまして、専門部会の公開についての運営規程改正案と併せて協議しまして、第2回本審の「あり方検討小委員会報告」で確認をいただいておりますとおり、個別の統計情報や企業情報などを含めた固有の資料に基づく審議となる場合があること、部会委員の率直な意見陳述の阻害とならないための配慮、意思決定の中立性の確保の観点から、非公開とさせていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

はい、では異議なしとして確認させていただきました。

それでは、専門部会の日程について事務局から説明をお願いします。

事務局（室長）

それでは日程について御説明させていただきます。

先ほどの基礎調査と同じ資料の3ページ、資料3を御覧ください。黒と赤と青の3色刷りの表でございます。

まず日程につきまして、中賃の答申の関係もありまして、当初予定していた日程から変更、再調整につきまして委員の皆様にご迷惑をおかけしました。この場をお借りしましてお詫びさせていただきます。申し訳ございませんでした。

それでは本題に入っていきたいと思っております。

本日は、この第3回本審終了後、この会場で第1回徳島県最低賃金専門部会を開催することとなっております。

第2回専門部会は、8月5日（金）午前10時から徳島地方合同庁舎5階会議室、第3回専門部会は、8月10日（水）午前9時から徳島地方合同庁舎5階会議室において開催を予定しております。

この8月10日（水）までの3回の専門部会において全会一致に至らない場合には、裁決により部会報告を作成し同日の本審において最終の審議を行うこととするか、予備日に審議を継続するかどうかを併せて御検討いただくこととなります。

審議を継続となった場合には、第4回専門部会を予備日としております8月23日（火）、午前9時30分から、第5回本審を同日午前11時から開催する

こととなります。会場は未定ですが、各委員の皆様におかれましては、日程の確保をお願いいたします。

8月10日に答申がなされた場合、異議の申出期間の最終日は8月25日となります。この場合、異議審と特定最賃必要性審議答申を併せて第5回本審を開催する予定ですので、特定最賃必要性審議のための第1回特定最賃合同専門部会を8月26日(金)、午前9時30分から開催し、合同部会終了後、午前11時から第5回本審を開催する予定です。会場は未定でございます。

予備日の8月23日に結審となった場合は、今御説明しました異議審を9月8日(木)に行うこととなります。会場は未定でございます。

以上です。

佐野委員

資料3の8月10日の専門部会の開始が、こちらは9時30分となっておりますが、今の説明とは別ですよ。

事務局(室長)

すみません、直し忘れておりました。案内のメールも9時になっていると思います。申し訳ございません、9時です。

段野会長

ありがとうございました。

当初より日時が変更しておりますので、皆様、再度確認いただければと思います。

ただ今、説明のあった審議日程に関して何か御意見がございましたらお願いいたします。

賀川委員

すみません。変更点は今言った第3回だけですか。第2回の時間は10時になっていますが。

事務局(室長)

第2回は10時です。

賀川委員

第3回だけが変更ですか。

事務局（室長）

そうです。当初は予備日として設定していただきましたので、1時間半くらいという話にまとまっていた。状況が変わりまして、本格的な審議の専門部会になりますので、メールにも記載させていただきましたが十分な時間を取ったほうが良いかということで、反対意見もございませんでしたので主要な委員の方と御相談のうえ9時にさせていただきました。

賀川委員

ありがとうございます。

段野会長

8月の23日、26日の会場ですがだいたいどのくらいの目安で御連絡いただけますでしょうか。

事務局（室長）

まず23日に実施するかは、8月10日に結審するかどうかで決まります。それと会場は仮押さえであわぎんホールを押さえはしていますが、他にいい会場があればそこに10日までに変えようかということも考えています。例えば、労働局の6階が空けば検討もしています。仮押さえはしていますが、他の会場が空けばそちらへの変更を検討しております。

佐野委員

すみません、お願いなんですけど、時間等いろいろと変わっているので、前日に皆様にメールで送っていただければありがたいです。見るものがちょっと違ったら、間違っただけを見てしまいそうになりますので、前日メールというものができるなら全員にいただくことは可能でしょうか。時間と場所だけでいいです。

事務局（室長）

分かりました。

段野会長

他はよろしいでしょうか。

では続きまして、このあと専門部会を開催する予定ですので、時間的に限られますが、専門部会委員以外の委員の方から御意見がございましたらお願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

天野委員

おはようございます、天野です。

31円、30円という目安にびっくりしているところですが、東京とか都市部というのは賃金も上昇しているようですし、経済的にも動き出したというのはニュースで聞いています。地方の、特に四国の徳島というのは、九州のほうは製造業に限りますが半導体の大きな工場ができたりとか、国のほうから製造業関係ではいろいろ支援してくださっていると思います。ですが四国においては、去年も申しましたが橋が関所になっています。普通の高速道路の料金と違って、橋の料金はすごく高いです。取引先にしましても割引の時間帯を待って来るくらいです。そういういろんなところで厳しい状態にある四国が他のCランクの県と一緒に賃金を上げていくというのは、すごく厳しいのではないかと思っています。労働者側の人々が都会に労働者が出ていくことの歯止めにとおっしゃいますが、分かるところもありますが現状として本当にそれが地方の徳島で通ることなのか皆さんと一緒に考えていきたいのと、もしそれが国から求められるのであれば、いろんなところで厳しい状況にあるのを、国がもっと支援していただきたいと思っています。

いい審議になりますことを祈っています。よろしく申し上げます。

段野会長

天野委員、ありがとうございました。

他にございますか。

三木委員

お疲れ様です。三木と申します。

私のほうから女性の立場から少し発言させていただきます。

コロナの影響としましてもいろいろな集計を見ても女性の非正規労働者が特に深刻な打撃を受けております。物価の高騰とも重なりまして、ひとり親世帯の貧困については現実に厳しい状況と聞いております。やはり弱い立場の低賃金で働く方々が苦しい思いをされております。働く女性の割合が高くなっている一方で、女性労働者の全体の中でも6割が非正規労働者と言われております。また、第一子の出産後に46%程の女性が退職を選択しております。子育てのためにやむなく退職を選択するというのが現実でございます。

コロナ禍で経営者の皆さんが本当に苦しいということは承知しておりますが、今後も更なる物価の高騰が予想される中、助成金の拡充を求めながら、

時間給で働く方々が残業をしなくても賃金が保証されて、全ての働く人々の格差是正や貧困解消に向けて最低賃金の引上げは非常に重要かと思っております。

私は普段中小企業の労働組合をしておりますが、先日も中小企業の経営者の方と話す中、いろいろな助成金がある中で、内容をあまり知らないんです。話をすると、こういうのはどうですかと言うんですが、知らない、存じない、会議での周知がまだという話も聞きました。その辺も含めてそういうものが必要かと思えます。最低賃金が上がらないと時給が上がらないという声がたくさんありまして、最低賃金でしか働けない方々のためにも、なんとか引上げをよろしくお願ひします。

以上です。

段野会長

三木委員、御意見ありがとうございました。

続きまして、次第4の「徳島県最低賃金の改正決定に係る意見聴取について」に移ります。事務局は意見申出の経緯等について説明してください。

事務局（室長）

意見申出の経緯につきまして説明させていただきます。

徳島県最低賃金につきましては、最低賃金法第25条第5項、同法施行規則第11条の規定に基づき、6月30日に改正決定について諮問し、同日から意見公示をしておりましたところ、7月19日、徳島県労働組合総連合様から意見の申出が行われました。

別途配布資料に、意見書の写しを添付しています。

意見の主な内容は、最低賃金の大幅な引き上げと全国一律性の求める意見となっております。

意見の申出にあたって、本審議会での意見陳述の希望があり、陳述者は徳島県労働組合総連合 事務局長の森口英昭（もりぐち ひであき）氏でございます。

以上です。

段野会長

ただ今、事務局から意見申出の経緯について説明いただいたところでございますが、申出者から「陳述したい。」との要望があったとのことですので、陳述していただいてよろしいですか。

(異議なし)

それでは、陳述者の森口さんは、10分以内で意見の陳述をお願いいたします。

森口氏

ただ今、御紹介をいただきました、徳島労連事務局長の森口と申します。大変スケジュールがひっ迫した中で、陳述の機会を与えていただきありがとうございます。

私からはすでにお話があったように、意見書を提出させていただいております。ひとつは低すぎて自立して生活ができないというのが第1点目で、第2点目は格差が広がっていること、3つ目が中小企業支援が非常に脆弱であるという3点を意見書として挙げさせていただきました。今回、その意見書と併せまして中賃の目安と関連した発言をさせていただきたいと思っております。

31円、30円という内容につきまして、先ほども説明がありましたように3.3%というようなかたちで出されておりますが、そのこと自体が低すぎると私どもは思っております。ただでさえ最低賃金で生活ができないという状況のもとで、審議の中でも議論になっておりますが、物価の高騰に追いついていない内容だと思います。総務省の令和4年6月の消費者指数によれば前年同月比で、総合で2.4%増ということですが、中賃の目安の中でも言われていますように、基礎支出項目では4.4%、生活必需品で見ると食料品は3.7%、光熱水道費が14%というような形で、家具家事用品が3.9%と総務省の調査ではなっています。さらに年内には2万品目で3%から14%の引き上げがあるといわれています。そういう点では、この物価高騰に3.3%が追いついていないと言わざるを得ません。非常に厳しい状況です。全労連で取り組んでいる最低生計費では全国どこでも1,500円以上なければ自立して生活することができないという結果が出ています。この春に取り組んだ高知では25歳単身者が自立して生活するには時給1,650円必要との結果が出されています。ドイツではコロナの経済回復を見据えて7月に時給を130円引き上げ、10月にはさらに200円引き上げて1,666円にすることを決めています。使用者側からは最賃が上がっても経済が良くなると言われますが、大幅な引き上げがなければ実感できないと思えます。ヨーロッパで使用者から反発がなくなったのも大幅な引き上げで地元の中小が一番恩恵を受けたという結果に他なりません。そういう点で、ぜひ大幅な引き上げの議論をしていただきたいと思います。

2つ目は今回の目安のランクに格差が再び作られるということで、労働者委員からも先ほど話がありましたように1円ですら格差ができる目安自体には後退していると言わざるを得ません。東京と徳島の賃金格差は今217円で、月150

時間働いただけでも32,550円の差が出るわけです。これまでも言ってきたとおり、生計費は都会でも地方でもほとんど変わらない、この格差は労働者を都市に流出させる要因となっています。地域格差は地方経済を疲弊させるということに他ならず、人口減少にも拍車をかけるということになっています。令和3、4年の徳島県の死亡者は10,495人、出生は4,386人、自然減が6,109人となっています。コロナ禍で県外への流出が減ったとはいえ、県の統計協会の人口移動調査結果報告によれば令和2年が2,493人、令和3年では1,949人流出しています。県内に移住を求める実態もありますが美波町の移住コーディネーターは最賃を上げるよう要望を出しています。そういったことで地域格差をなくしていくことが極めて重要で、中央経済を考えたうえでも大事だと考えています。チェーン店等では同じ仕事を同じようにして地域によって金額が違うということ言えば、同一労働同一賃金の原則にも反すると言わざるを得ません。

3つ目として、中小企業対策です。私どもは今、提言も資料で出させていただいています。私たちはこれを最重点的にやらなければいけないと考えています。大幅な引上げを実現するには中小企業対策が欠かせません。業務改善助成金は制度の改善や周知など関係者の努力で大幅に増えたといっても、徳島で60、四国全体でも211件なんですね。四国の中小企業は13万社あるわけですから、そういう点でいえば増えたといっても一部に留まっている状況にあると思います。予算規模がフランスなどと桁違いに違うということで、コロナ後の経済回復を考えるならば兆単位の予算で対応するようなことが、今求められていると思います。経済が回復すれば、一番恩恵を受けるのは地場の中小業者というような経済波及の観点でも立証できると考えています。フランスのように社会保険料を減免するように、直接的な支援を具体的に要求すべきだと考えています。

政府は内部留保をため込んで大企業には大盤振る舞いをしてきました。全国に260万社とも言われる中小企業対策費が1,800億円を割る中で1兆円の利益を上げるトヨタに技術開発減税だけで毎年1千億を助成しているという現実があります。私たちはこうしたものを今こそ、労働者の7割が働いている中小企業に助成するというかたちに転換していくことが求められていると思います。コロナで1人10万円の、14兆円ほどを使った支給がありました。これくらいを中小企業に助成して、例えば1万円の賃上げが実現できれば1年間で労働者に10万円以上の還元ができるということになるし、中小企業の発展にも寄与できると思います。そうした予算の使い方をぜひとも要求してもらいたい。中小企業で働く仲間が多いですから、本気で中小企業対策を審議会で具体化して政府に求めていただきたい。今日の新聞では103万円、130万円の壁の問題も指摘されておりました。こういった点でも議論をしていただいて、労働時間が短くなるとう人手不足なるという問題も起きます。こうしたことをぜひとも議論してどう

やって中小企業が賃金を上げられるかという観点でも議論を進めていただきたいと思います。そのために京都のように附帯決議というくらいのかたちで中小企業対策について、単に拡充をするということではなく附帯決議のようなかたちでやっていただけるように要望して陳述としたいと思います。

ぜひよろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

段野会長

ありがとうございました。ただ今の御意見について、委員の皆様から御質問等がございましたらお願いします。

川口委員

川口です。時給1,500円という話は以前からありましたが、1,500円に行くまでにまずは1,000円を目指していこうというその事も御理解いただきたいと思います。ただ、先ほど言われましたように中小企業の支援は我々もそのようなことができたらと思いますし、そのような取り組みが全体的な部分として、労働組合も力を合わせてできることがあるのであれば取り組んでいければと思います。やはり、仕事があって雇用者が、生活者があって消費することで商売が成り立つということもありますので、循環させるために中小企業を支援する、賃上げもするというような取り組みができればと思います。

陳述ありがとうございました。

段野会長

御意見をありがとうございました。陳述者の森口さんは席へお戻りください。事務局より他の方の意見書について紹介してください。

事務局（室長）

徳島県労働組合総連合様以外の御意見の提出はございませんでした。

段野会長

徳島県最低賃金改正の審議に当たりましては、ただ今の御意見も参考としてまいりたいと存じます。

最後の「その他」に移ります。事務局から何かありますか。

事務局（室長）

本日は、このあと予定では11時から専門部会ですが、10分くらいいただければ10時50分からでも始められますが、どうでしょうか。労側、使側で打ち合

わせをされるのであれば11時からの開始にしますが、予定通りにしましょうか。

脇田委員

早くしていただけるんですか。

事務局（室長）

大丈夫です。そうしましたら予定より早く終わりそうなので、会場の設定を10分ほどいただきまして、10時50分からこちらで第1回の専門部会を始めたいと思います。専門部会委員の皆様につきましては引き続きとなりますがよろしくお願ひします。

以上です。

段野会長

本日の審議項目は以上ですが、他に御意見等ございませんでしょうか。

山本委員

すみません、終わりにしたかったんですが少しだけお話ししたいことがあります。厚労省から出ております資料を見た中で、就業者数というものがありまして、最下位が鳥取県の30万人で、2番目に少ないのは高知県の35万人、島根の35万人、次いで徳島県の36万人です。その中でデータを見ますと、雇用保険被保険者数が20万人であり、それ以外の16万人の方が雇用保険をかけていない、たぶんアルバイト的な働き方をされている方が16万人ほどいるのかなど。そういった人たちの生活を、もっと暮らしやすい労働対価というものを見ていかないといけないのかなど。

また労働者数が少ない徳島県内の人たちが他県、隣県に移ることをなるべく阻止しないと、例えば天野委員が言われたように橋のお金がかかるから資材を送る時に高くなるというのも、もし橋の料金を0円とした場合に、労働者も0円で渡らせてしまうんですよ。そういうものありますのでもう少し話し合っていけたらと思います。

以上です。

段野会長

山本委員、御意見ありがとうございました。

他になければ本日はこれで終了いたします。ありがとうございました。

（閉 会）